

南幌町議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南幌町議会議員政治倫理条例（平成25年南幌町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(税等納付状況報告書)

第2条 条例第4条の規定による報告書は、前年度の納付状況を税等納付状況報告書（別記第1号様式）によるものとする。

(公表)

第3条 条例第4条第3項及び第8条第2項に規定する公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 南幌町議会広報誌への掲載
- (2) 南幌町ホームページへの掲載

(審査請求)

第4条 条例第5条の規定による審査請求は、町民にあつては審査請求書（別記2号様式）、議員にあつては調査請求書（別記第3号様式）により行うものとする。

(審査結果の通知)

第5条 条例第7条第5項に規定する通知は審査結果通知書（別記第4号様式）により通知する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

年 月 日

南幌町議会議長様

提出者

住 所

氏 名

印

税 等 納 付 状 況 報 告 書

南幌町議会議員倫理条例第4条の規定により、前年度の税等納付状況報告書を提出します。

| 税等の種類 | 納付状況等 | 税等の種類 | 納付状況等 |
|---------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| 町道民税 | 納付済み・未納あり・ 課税なし | 下水道使用料 | 納付済み・未納あり・ 該当なし |
| 固定資産税 | 納付済み・未納あり・ 課税なし | 農業集落排水 施設使用料 | 納付済み・未納あり・ 該当なし |
| 国民健康 保 険 税 | 納付済み・未納あり・ 課税なし | 介護保険料 | 納付済み・未納あり・ 該当なし |
| 軽自動車税 | 納付済み・未納あり・ 課税なし | 後期高齢者 医療保険料 | 納付済み・未納あり・ 該当なし |

- (注) 1 前年度の税等の納付状況を該当する項目に○を付すこと。
2 領収書の写しもしくは納付の証明できるものを添付すること。
3 課税等されていない場合は「課税なし」又は「該当なし」に○を付すこと。

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

南幌町議会議長様

代表請求者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

ほか請求者 別紙のとおり

調 査 請 求 書

南幌町議会議員政治倫理条例第5条の規定により、当該疑義を証する資料を添え、下記のとおり請求します。

- 1 疑義があると認められる者の氏名
- 2 疑義の内容
- 3 疑義の根拠
- 4 疑義を証する添付資料

別記第3号様式（第4条関係）

年 月 日

南幌町議会議長様

南幌町議会議員

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

南幌町議会議員

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

調 査 請 求 書

南幌町議会議員政治倫理条例第5条の規定により、当該疑義を証する資料を添え、下記のとおり請求します。

- 1 疑義があると認められる者の氏名
- 2 疑義の内容
- 3 疑義の根拠
- 4 疑義を証する添付資料

別記第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

南幌町議会議長

印

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付で請求のあったことについての調査結果を南幌町議会議員政治倫理条例施行規程第5条の規定により、下記のとおり送付します。

記

1 請求内容

2 調査結果